

議案第12号

向日市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

向日市情報公開・個人情報保護審査会条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月21日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として向日市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 向日市情報公開条例(平成11年条例第10号。以下、「情報公開条例」という。)第15条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
 - (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
 - (3) 向日市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 年条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- 2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、情報公開制度の運用に関する事項について、情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関に意見を述べることができる。

(組織及び委員)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査手続)

第4条 審査会は、情報公開条例第15条第1項、個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項又は議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問があった日の翌日から起算して90日以内に答申するよう努めなければならない。

2 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁(情報公開条例第15条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関、個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関又は議会個人情報保護条例第1条に規定する議会をいう。以下同じ。)に対し、審査請求のあった処分に係る公文書(情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)又は保有個人情報(個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項又は議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項若しくは第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報保護法第60条第1項又は議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった処分に係る公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第6条 審査会は、審査請求人等から申立てがあった場合には、審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人等のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合は、これを制限することができる。

(意見書等の提出)

第7条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することが

できる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出された意見書等の写しの送付等)

第8条 審査会は、第5条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第9条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について、公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(情報公開条例の一部改正)

2 情報公開条例の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第6条 実施機関は、公開の請求があったときは、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開の請求をしたものに対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、<u>次に掲げるもの。</u></p> <hr/> <p style="text-align: center;">ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p><u>ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの</u></p> <p><u>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性</u></p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第6条 実施機関は、公開の請求があったときは、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開の請求をしたものに対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、<u>公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。</u>ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p>

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

6 実施機関は、第1項の請求に係る公文書に実施機関以外のものの情報が記録されている場合において、特に必要があると認めるときは、同項の規定による決定をする前に、当該実施機関以外のものの意見を聴くことができる。

(審査請求があった場合の手続)

第15条 実施機関は、第12条第1項の規定による決定又は公開請求に対する不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求が明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、向日市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年条例第 号）第1条に規定する向日市情報公開・個人情報保護審査会に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。

2及び3 略

第16条 削除

5 実施機関は、第1項の請求に係る公文書に実施機関以外のものの情報が記録されている場合において、特に必要があると認めるときは、同項の規定による決定をする前に、当該実施機関以外のものの意見を聴くことができる。

(審査請求があった場合の手続)

第15条 実施機関は、第12条第1項の規定による決定又は公開請求に対する不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求が明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、向日市情報公開審査会

に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。

2及び3 略

(審査会の設置)

第16条 第15条第1項に規定する実施機関の諮問に応じて審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として向日市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、前項の規定による審議をするほか、情報公開制度の運営に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

第17条 削除

(審査会の組織及び委員)

第17条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることが出来る。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の会長)

第18条 削除

第18条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の庶務)

第19条 削除

第19条 審査会の庶務は、市長の事務部局において処理する。

(審査会の審議手続)

第20条 削除

第20条 審査会は、第15条第1項の規定による諮問があった日の翌日から起算して90日以内に答申するよう努めなければならない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の

第20条の2 削除

職員その他関係者に対して、審査会の会議に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 審査会の行う審議の手續は、公開しない。

(意見の陳述)

第20条の2 審査会は、審査請求人又は参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する「参加人」をいう。）の申立てがあつた場合には、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人及び諮問をした実施機関（以下「審査請求人等」という。）並びに処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合

は、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)の規定により旧情報公開条例第16条第1項に規定する向日市情報公開審査会(以下「旧審査会」という。)に諮問がされた場合における旧情報公開条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第17条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。